

平成29年1月16日改定

刈谷機械工業協同組合優良従業員表彰規定

当企業内事業所に勤務し、企業発展に貢献した優良従業員を表彰する。

- 1・表彰は次に掲げる各要素を具備するもののうち事業主より推薦のあつた者を表彰する。
 - (1) 品行方正、他の模範たる者
 - (2) 生産向上に勤め、技術優秀の者
 - (3) 考案改善に努力し、企業貢献大なる者
 - (4) 一般の善行として認められる者

- 2・事業主は、上記1の各項に該当する従業員に対し表彰を受けようとするときは、別に定める「優良従業員推薦書」により組合表彰審議会に具申するものとする。ただし、次の各表彰を同一人が同時に重複しては受けられない。又再度の受賞については、同一種目の場合は受賞後10年以上経過、異種目の場合は5年以上経過していること。
 - (1) 品行方正 刈谷市長賞 (勤続年数10年以上)
 - (2) 技術優秀 理事長賞 (勤続年数10年以上)
 - (3) 考案改善 商工会議所会頭賞 (勤続年数5年以上)
 - (4) 善行(人命、交通、その他美談行為)
表彰審議会において市長賞とするか他の表彰とするか決定する

注：勤続20年以上の被表彰推薦者については、毎年11月中旬におこなわれる愛知県鉄工連合会の優良従業員表彰の候補者として推薦されることを勧める。(愛知県知事表彰) なお、愛知県鉄工連合会への事業主負担金について、一部を助成金として補助する。その金額については、愛知県鉄工連合会の事業主負担金を基準に、毎年度組合理事会にて決定する。

- 3・被表彰者の選考については、表彰審議会を設け審議委員は組合役員がこれにあたる。

- 4・表彰式典は毎年1回おこなう。